

別紙

電動車いすの取扱について

電動車いすの貸与については、以下の点に留意して十分なアセスメントを行うとともに、自宅から目的地までの経路・距離を示した地図を添付してください。

1. 本人の状況

- つかまれば歩ける距離はどのくらいか
- 杖や歩行器の利用ができないか
- 車いすを使用することで、持っている能力の低下を招かないか（下肢筋力の低下等）

2. 運転に伴う危険性

- 認知症がないか
- 普通自動車免許を取得している（していた）か
 - ※交通ルールの理解・遵守
- 交通量の多い幹線道路、坂道や交差点、踏み切り等危険箇所はあるか
- 車いすの操作方法や管理（充電や保管等）について理解しているか

3. 外出行為の目的と距離や頻度

○単なる気分転換や閉じこもり防止ではなく、利用者自身が日常生活を営む目的（買い物や通院等）となっているか

- 自宅から目的地までの距離はどのくらいか

※歩行の代替としての利用であるため、自転車や車、公共交通機関等で行くような距離は適切ではありません。ご利用者様へも同様の説明をお願いします。

- 車いすの利用により行えるようになる外出行為に対して訪問介護の利用が不要（減少）となるか